

■労働関係指標【令和6年2月値】

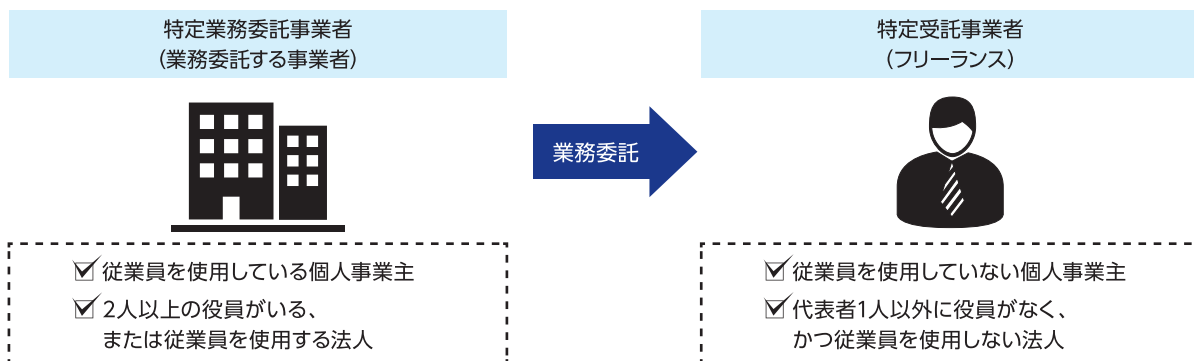
| | | | |
|------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 完全失業率 (季節調整値) | 2.6% (前月に比べて0.2ポイント増加) | 有効求人倍率 (季節調整値) | 1.26倍 (前月に比べて0.01ポイント低下) |
| 就業者数 (季節調整値) | 6,783万人 (前年同月比63万人増加) | 現金給与額 (特別に支払われた給与を除く) | 287,563円 (前年同月比1.5%増) |

Topics 1. フリーランス保護法への対応実務

令和5年4月、フリーランスが安心して働ける環境を整備することを目的として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(通称フリーランス保護法)」が成立しました。2024年秋ごろ施行される見込みのため、フリーランスに業務委託を行っている事業者全般で内容を理解したうえで対策を講じることが必要となります。

Point1 適用範囲

この法律は、従業員(※)を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランス(特定受託事業者)と従業員を使用して「組織」として業務委託を行う発注事業者(特定業務委託事業者)との間において、交渉力などに格差が生じることを踏まえて取引の適正化を図ることを目的としているため、この法律が保護の対象とするフリーランスには「従業員を使用している」または「消費者を相手に取引している」フリーランスは含まれません。



※従業員には、週の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者を想定しています。

Point2 規制の内容

フリーランス保護法における規制内容は、「取引におけるフリーランスの保護」と「フリーランスの就業環境の整備」の2点となり、特定業務委託事業者は以下の義務を負います。

| I. フリーランスと企業間の取引の適正化 | |
|----------------------|--|
| ① | 業務の内容・報酬の額・支払期日等の取引条件を書面や電子メールで明示すること |
| ② | 発注した物品などを受け取った日から60日以内の支払期日を設定し、支払期日までに報酬を支払うこと |
| ③ | 継続的業務委託をした場合、不当な報酬の減額や不当な物品受領の拒否、不当返品等をしないこと |
| II. フリーランスの就業環境の整備 | |
| ④ | 募集時の広告において、虚偽の表示や誤解を与える表示を禁止し、内容を正確かつ最新の内容に保つこと |
| ⑤ | 継続的業務委託をした場合、育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をすること |
| ⑥ | フリーランスに対するハラスメント行為について、相談対応のための体制整備などの措置を講じること |
| ⑦ | 継続的業務委託を中途解除または更新しない場合には、30日前までに予告をすること |

※継続的業務委託の具体的な期間については施行までに定められる予定です。

Point3 違反した場合の対応

フリーランス保護法に違反したとしても直ちに罰せられることはありませんが、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣の命令に違反したり、検査を拒否した場合等に対して、50万円以下の罰金が課せられます。

まずは、フリーランス保護法が施行されるまでに適用を受ける契約を把握し、委託内容を明確にすることが重要です。ご不明な点がございましたら弊社担当者までご相談ください。

Topics 2. マイナ保険証の今

マイナンバーカードが様々な用途に活用されるようになってきています。その中でも注目されているのが、マイナンバーカードを医療保険証として利用する取り組み（以下マイナ保険証）です。令和6年12月2日より、健康保険証の発行廃止が決定しており、まだ余裕はありますが将来的に必須となります。

今回は制度の現状と、そのメリット・注意点について説明いたします。

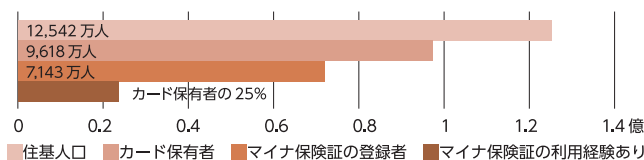
Point1 現在の導入状況

マイナンバーカード及びマイナ保険証の普及状況は下記のグラフの通りです。住基人口（日本に住所を有する人口）の内、マイナンバーカードを取得している人は75%以上、実際にマイナ保険証を使ったことがある人は約20%程度となっています。

病院側のマイナ保険証対応状況についてですが、全国の医療機関等（医療機関等マスタ登録分）229,119機関の内、既に207,861機関が運用開始しており、90%以上の医療機関でマイナ保険証の利用が可能となっております。カードリーダー等の準備中で実際の運用前という機関もあるため、大多数の医療機関ではマイナ保険証をすでに使える、または使えるようになるかと考えて相違ない状況です。

※利用可能な医療機関については厚生労働省のホームページやマイナポータルで確認することが可能です。

マイナ保険証の利用状況



Point2 マイナ保険証利用のメリット

1. 医療費の節約が出来る
マイナ保険証を使った場合、通常の保険証を使うよりも20円（一部条件を満たした医療機関の場合は40円）安くなります。
2. 高額医療に関する限度額適用手続きが不要
ひと月の医療費が高額になり上限額を超えた場合、手続きを行わずとも上限を超える支払が免除されます。
3. 確定申告が簡単に
医療費控除の確定申告を行う際に、マイナポータルで連携した医療費通知情報を使うことで自動入力が可能です。

Point3 マイナ保険証利用の注意点

1. 診療ごとに毎回提示が必要
保険証の場合は月1回最初の診療時に確認し、同月内であれば確認を行わない医療機関もあります。しかし、マイナ保険証の場合は診療ごと提示する必要があります。
2. 停電・通信エラーに弱い
災害等に伴う、停電・通信エラーが発生すると情報の確認が出来ないため、利用できない場合があります。

マイナンバーカードとスマートフォンさえあれば、マイナ保険証の設定は非常に簡単です。ぜひこの機会に、設定してみたいはいかがでしょうか。

Topics 3. 役員の海外派遣

経済のグローバル化と共に、中小企業が海外に拠点を持つことが増え、さらには役員が駐在するというケースもあり得るようになってきました。最近、複数の関連のご相談を受けましたので、留意点を纏めてみたいと思います。

I. 「役員」とは

「役員」は広く使われる用語ですが、その範囲は法律により異なります。会社法上は、株主総会において選定され、法人の登記簿に掲載された「取締役」「監査役」「会計参与」が該当します。税法上は、それより広く、上記3役に加えて、「理事・監事」「法人の経営に従事しているみなし役員」なども含まれます。

注意すべきは、「執行役員」の存在です。「役員」という言葉が使われていますが、法律用語ではありません。多くの場合、会社とは委任契約でなく雇用契約であり、就業規則も適用される「労働者」にあたります。

II. 海外派遣役員の給与計算

ここで言う「役員」は、法人税法上の役員が該当します（所得税法第212条4項）。一般に、給与所得者が1年以上の予定で海外に派遣されると、「非居住者」の扱いとなり、給与所得は非課税となります。しかし、役員が海外で勤務した場合には、その給与は国内で生じたものとみなされ、税率20.42%での源泉徴収が必要となります。ただし、役員でも、現地で使用人として勤務している部分については、非課税となります（使用人兼務役員）。なお、代表取締役の場合は、使用人としての業務を行っていても、給与全額が課税対象となります（所得税法施行令第285条1項）。

III. 海外派遣役員の社会保険・労働保険

① 社会保険

法人の役員は、報酬が日本の会社から出ているのであれば、社会保険加入の義務があり、それは非居住者であっても変わりません。国内で勤務している場合と、原則的な考え方は同じになります。（社会保障協定の適用により、免除の可能性はある）

② 労働保険

会社と雇用関係でなく委任関係にある取締役などの場合は、雇用保険の対象になりません。会社と雇用関係にある執行役員の場合は、海外派遣時も引き続き対象になります。

労災保険については、やや複雑で注意が必要です。労災保険は、国内の事業所が対象となるのが原則ですが、事前に手続きを行い労働局の承認を受けることによって、海外派遣者であっても給付が受けられる「特別加入」の制度が存在します。海外派遣の特別加入においては、海外現地における事業が中小規模にあれば（卸売業・サービス業であれば労働者数100人以下など）、現地において事業主となる場合でも加入でき、かつ日本国内の本社の規模は問われないことが、大きな特徴となります。ただし、派遣される者は、日本国内の本社ではあくまで「労働者」である必要があります。よって、委任関係である取締役は加入できませんが、雇用関係である執行役員であれば、加入が可能です（労災保険法解釈総覧1062ページ）。

役員の海外派遣については、「給与は20.42%源泉徴収、社会保険は適用、労働保険は適用なし」と大雑把に語られることもありますが、厳密には上記の点に留意が必要であり、グレーなケースでは当局に事前確認しておくべきです。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《皐月》 仲間外れの夏

最近隔週くらいで休日の早朝に市場で朝食用の魚を仕入れに行くのが私の楽しみの一つとなっています。季節によって店先に並ぶ魚は四季折々ですので、市場は季節の移り変わりを感じることができる場所でもあると言えるのではないのでしょうか。そんな私と魚のにらめっこが始まってから早1年、春から夏にかけての顔ぶれにあまり変化を感じないことに気がきました。

これは一体どういうことなのか、先日この謎がとうとう解けたのです。私の行く市場には夏の王様、「鰻」がないのです。とは言え市

場で夏を感じられないとなると前言撤回しなければいけなくなります。急いで魚偏につくりが夏の漢字を調べてみることにしました。

春は鯖（サワラ）、秋は鰯（カジカ）、冬は鮭（コノシロ）とそれぞれ漢字があるのに、なんと夏だけ仲間外れになっているではありませんか。

どうやら漢字を作った人も魚に夏を感じなかったようですね。夏を感じようとした結果、どこの誰だかわからない漢字を作ったおじさん？とのシンクロを感じるハメになってしまいました。（光）



バックナンバーはこちらから！

<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

